

新	旧
<p>別 紙</p> <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 事業内容 （1）～（8） （略）</p> <p><u>（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業</u></p> <p><u>ア 目的</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）について、令和3年7月末までに高齢者向けのワクチン接種を終えることができるよう、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣することで、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種体制を強化することを目的とする。</u></p> <p><u>イ 実施者</u></p> <p><u>都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者</u></p> <p><u>ウ 内容</u></p> <p><u>令和3年7月末までの間、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民等に対してワクチン接種を行う。</u></p>	<p>別 紙</p> <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 事業内容 （1）～（8） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

エ 留意事項

(ア) ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域として、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域への派遣を対象とする(※)。

※ 地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域として、例えば、次のような地域などが該当すると考えられるが、いずれにしても地域の実情に応じて都道府県が判断した地域を対象とする。

・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域及び確保病床使用割合がステージⅣの指標である 50%を超える地域(該当した地域は令和3年7月末まで適用)

・ 医療法に基づき都道府県が定める医師少数区域(二次医療圏)

(イ) 都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関(派遣元)を補助対象とする。

(ウ) 令和3年7月末までに行われる派遣を対象とする。

(10) ~ (20) (略)

(9) ~ (19) (略)